

業務指示書

ウガンダ国カンパラ市交通管制センター整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月12日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年4月17日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）

であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない、ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路交通計画に関する各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：交通計画に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ウガンダ 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 交通管制システム計画/運営維持管理計画】

1) 類似業務の経験：交通管制システム計画/運営維持管理計画に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ウガンダ 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年4月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

現地再委託の以下の項目に係る費用

- (1) 交通量調査
(2) 地形調査
(3) 地質調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(UGS1 = 0.03109 円 , US\$1 = 111.083 円 , EUR1 = 119.828 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます、その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 総括／交通計画
- 交通管制システム計画/運営維持管理計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.95 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年5月11日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ウガンダ国カンパラ市交通管制センター整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／交通計画	(40.00)	(20.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	11.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 交通管制システム計画/運営維持管理計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ウガンダでは鉄道網が機能していないため貨物及び旅客運搬の92%以上が道路によって担われており、経済開発上、道路が非常に重要な位置を占めている。人口約3,486万人(2014年)のうち約1割が集中する大カンパラ都市圏では交通渋滞が深刻な問題となっており、これに伴う経済損失が開発への大きな障害となっている。主要幹線道路における日交通量の伸び率は1997年から2010年にかけて平均約12%となっているほか、大カンパラ都市圏の交通量(713,855台/日)のうち約80%(569,000台/日)がカンパラ市内に集中し、市内の主要交差点では容量を超える車両の流入が続いている(「Final Report for Preparatory Survey on the Greater Kampala Roads Improvement Project(2014年)」)。また、カンパラ市内の交差点は数か所設置された信号機と警察による交通整理に頼らざるを得ず、増大する交通量に対応できていない。これらの状況により、郊外から市中心部に流入する通勤・通学交通による朝夕の渋滞は深刻なものとなっており、カンパラ市内における朝の交通ピーク時の車両走行速度は12km/h、夕方の交通ピーク時は3km/hと極めて低速になっている。また、市中心部においては恒常的に渋滞が発生しており、カンパラ市中心部の交通改善が喫緊の課題となっている。(技術協力「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」(2015~2018年))。

第二次国家開発計画(Second National Development Plan: NDPII、2015/16-2019/20)では、大カンパラ都市圏の交通改善について言及されており、2015年に当国政府が策定したカンパラ都市交通計画(目標年次2020年)においても、主要幹線道路の拡幅及び高規格化、交差点改良(信号機整備を含む)等からなる道路網の改善をコンポーネントの一つに位置付けている。かかる状況のもと、ウガンダ国政府我が国に対し、カンパラ市内の交通改善に向け、交通管制センターの整備及び市の信号機整備を行う「カンパラ市交通管制センター整備計画(以下「本事業」という。)」を要請した。

我が国は、対ウガンダ共和国国別開発方針(2012年6月)における重点分野として「経済成長を実現するための環境整備」を掲げ、日本の技術や知見を活かした案件形成に留意し、広域インフラ整備(道路及び電力)や運営・維持管理に係る支援を通じて、内陸国である当国の経済成長に不可欠な円滑な物資輸送に貢献している。また、対ウガンダ共和国JICA国別分析ペーパー(2015年3月)では、道路分野においては、大カンパラ都市圏の交通改善が喫緊の課題と言えると分析している。なお、当該分野における過去の支援実績としては、無償資金協力「カンパラ市内交通事業改善計画第1期、第2期」(2005、2006年)による市中心部の既設6交差点及び関連する二つの道路の改善に向けた交通整備施設及び機材調達、技術協力「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」による交差点改良に伴う仕様基準策定及び信号機の運営・維持管理にかかる人材育成がある。

本業務は、本計画の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 目標：

カンパラ市において、円滑で安定的な交通が確保される。

(2) 成果：

カンパラ市において、交通管制センターの整備及び対象交差点の信号機整備が行われる。

(3) 概要：

【施設】交通管制センター（1棟）

【機材】信号機（7交差点程度。交差点改良を含む）、交通管制センターに係る機器一式（交通管制卓、表示盤、サーバー等）

(4) 対象地域（サイト）：

カンパラ県カンパラ市

(5) 関係官庁・機関

実施機関：カンパラ首都庁（Kampala Capital City Authority: 以下「KCCA」）

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の援助活動

無償資金協力「カンパラ市内交通事業改善計画第1期、第2期」(2005、2006年)

技術協力「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」(2015~2018年)

有償資金協力「カンパラ立体交差点建設・道路改良事業」(2014~2020年)

2) 他のドナー等の援助活動

カンパラ都市交通計画では道路網改善とともに公共交通志向型開発を推進するとしており、この一環として、世界銀行等の資金協力による Bus Rapid Transit (BRT) の F/S 及び詳細設計調査が実施済であるほか、EU が北バイパス拡幅、中国がカンパラーエンテベ間有料道路建設の支援を行っている。また、世界銀行の資金協力によりカンパラ市郊外の交差点の改良「Second Kampala Institutional and Infrastructure Development Project (KIIDP2)」を実施している。

3. 業務の目的

本調査は、一般無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「カンパラ市交通管制センター整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がウガンダ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。本指示書を踏まえた上で、コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、必要に応じプロポーザルに記載して提案することを認める。

(2) 現地調査の実施方法

本調査は、下記のとおり計 3 回の現地調査の実施を想定する。なお、第 2 回を除く第 1・3 回の現地調査に際しては、JICA から調査団員が各一週間程度参加する予定。

第 1 回現地調査：最適な事業内容を検討するために必要な、事業背景・内容の確認、交通量調査、現況渋滞調査、協力対象の絞り込み及び優先順位づけ、管制センターの要否の確認・協議を行う。

第 2 回現地調査：第一回現地調査結果を踏まえた協力計画にかかる協議及び基本合意、これに基づく概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査・協議・情報収集を行う。

第 3 回現地調査：最終報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時 JICA 及び先方関係者と協議すること。なお、特に現地調査派遣前後ににおいては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と内容を確認・協議する。

(4) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用等

要請されている管制センター及び ITS (Intelligent Transport System) 機材調達・

据付の必要性・妥当性の検証等にあたっては、本指示書閲覧資料に挙げた技術協力「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」(2015～2018年)の進捗報告資料を十分活用し、調査の重複を避ける。その他、関連する設計資料及び損傷・補修履歴等の既存資料を十分収集・活用する。

また、他国でのITS事業の報告書等を確認し、留意点や教訓を踏まえ、報告書に反映させるものとする。具体的には、ITS導入後の運営・維持管理の実施体制・計画・予算、通信網の安定性・安全性（信頼度）についても、先行事業の教訓と対応について確認すること。

(5) 事業効果に影響を与える関連事業の確認

現在、世界銀行はカンパラ市郊外の交差点改良「Second Kampala Institutional and Infrastructure Development Project (KIIDP2)」を実施しており、KCCA関連施設の整備を行う動きがあるとの情報がある。これらは本事業で建設される管制センター及び信号機設置・交差点改良の事業効果に影響を与えるとみられることから、事業計画の策定に当たってはこれら関連事業の確認を行うこと。また、世界銀行はBus Rapid Transit (BRT)事業の計画を支援していることから、BRT事業が対象交差点に与える影響についても留意すること。

(6) 交通管制センターについて

KCCAは、カンパラ市交通管理計画(Urban Traffic Management Plan)に基づき、交通管制センターの将来構想として、大カンパラ都市圏の約200の信号交差点のうち約50の重要交差点を中心管制下に置く計画としている。管制センターの建設予定地は、KCCAが所有する約350平方メートルの土地（現在KCCA職員用駐車場として利用）であり、今回は7つの重要交差点が事業対象であるが、管制センターの計画に際しては、将来の拡張計画を考慮したものを検討する。なお、新設以外にもKCCAの既存施設等の状況を確認し、必要に応じて既存施設の改修等の対応も検討する。

また、管制センター予定地、調達予定機器の設置地域における電力供給状況を確認し、調達機器が稼働するに十分な電力供給が行われていることを確認する。特に、管制センター設置予定地域において長時間による停電等十分な電力供給が見込まれない場合、効果発現維持のため発電機設置等も検討する。

(7) 対象交差点について

上記カンパラ市交通管理計画では、将来的に交通管制センターが約200の交差点をカバーする計画がなされており、本事業ではそのうち先方政府の提示する7つの重要交差点の信号機器整備と交差点改良の検討を行う。

円滑な交通流の実現には、対象エリアで一定規模数の交差点ネットワークを面的に管制し、計画・検討することが望ましい。このことから、本事業の対象交差点候

補として、調査では上記 7 つの重要交差点以外に追加で 10-15 か所程度重要性の高い交差点を選定し、リストアップする。追加する 10-15 箇所の交差点の選定にあたっては、現在実施中の技術協力「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」の活動成果を参考とし、現在の交通状況、将来の道路網と交通状況（BRT 走行の可否含む）、今後の道路拡幅工事等も考慮し、カンパラ市の重要路線に沿った選定を行う。

また、7 つの重要交差点及び追加する 10-15 箇所の交差点については、配線ルートや安定した電力供給等も勘案して優先度をつけ、対象とする交差点を選定し、要すれば無停電電源装置の設置や避雷針等の落雷対策も検討する。

（8）施工中の道路運用に対する検討

交差点改良及び信号機据付工事の対象サイトは、カンパラ市内で特に渋滞が長い地域であることなどから、可能な限り既存交通を阻害しないよう、施工中の影響を最小限にとどめるような施工計画を検討する。

（9）ウガンダ側実施体制

本事業の要請はカンパラ首都庁（KCCA）から提出されているが、実際に交通管制を行うのは、カンパラ市警察である等、運用にあたっては幅広い関係者との協力が必要となる。そのため、整備機材の所有・管理者、使用者および維持管理・運営方法等についてウガンダ側の体制、責任主体を確認・整理する。

（10）機材仕様

現在カンパラ市において交通管制センターはないが、技術協力「ウガンダ国カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」によるパイロットプロジェクトを通じて、2017 年 10 月頃から交通管制システム及びこれに対応する信号機、車両感知器等が一部導入される予定である。当該パイロットプロジェクトでは、信号制御システムの導入と市内 1-2 か所の交差点にて信号機の設置と交差点改良工事を行うが、この進捗や教訓も踏まえ、システム及び機材計画に反映すること。

また、機材の仕様を検討する際においては、本邦技術を活用しつつ、特定の企業しか参画できない仕様とならないよう、競争性を十分に考慮する。

（11）交差点形状改良にかかる検討

本事業により ITS システムを導入した効果が十分発現するよう、既存の交差点内における右折車線、左折専用車線の付加等、用地確保や住民移転を伴わない範囲で物理的な交差点改良の要否を検討し、必要な箇所においては、その対応方法を検討・計画し、日本側負担事項に含める。

交差点改良に必要な地形測量については、現地再委託にて実施することを認める。

また、別紙1の項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合には、併せてプロポーザルで提案すること。

(12) 運営・維持管理

交通管制システムのあるべき運営・維持管理として、機器の点検・保守、制御用ソフトウェアのアップデート、信号データベースの保守等を日常的に行い、システム完成後の運営・維持管理計画が策定・実施される必要がある。

また、この点を踏まえ、予算、組織、人員、要求される技能とそのレベル、コスト、発注方法等について調査・把握を行い、スペアパーツ補充計画も含む運営・維持管理可能な計画を検討する。必要に応じてソフトコンポーネント等による支援も検討する。

(13) 成果指標

渋滞緩和効果や交通事故減少効果等、本事業により期待される成果を定量的指標として示すことができるよう検討する。

(14) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新していくものである。

(15) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税（VAT等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報は現地JICA事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点でJICA事務所と協議し、JICA事務所が有する情報の確認と情報アップデートについてJICA事務所と合意する。調査終了時には必ずJICA事務所へ報告する。なお調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、調査報告書に

添付すること。

(16) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」(2014年9月)（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ウガンダ国での最近の既往調査報告書等やJICA事務所からウガンダ国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したウガンダ国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりウガンダ国その他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてウガンダ国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点でJICA事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報についてJICA事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ずJICA事務所に報告を行う。

(17) 交通安全対策の検討

供用後の道路交通に対する適切な交通安全対策を検討し、概略設計に反映するものとする。

(18) ITS 国内支援委員会との連携

JICA社会基盤・平和構築部は、ITSに関連する政府機関、大学、特定非営利活動法人ITS Japan等と連携し、ITSに係る本邦企業の海外進出支援に関する議論等を行う国内支援委員会を2012年9月より実施している。本事業内容の検討にあたり、適宜委員会での最新の議論を反映し、必要に応じて国内支援委員会会議にて進捗共有・報告を行い、特に運営・維持管理計画の策定にあたっては、委員会からの助言・提言を反映させる。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

第一次現地調査において、JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。また、合わせて、質問票の配布、回収及び分析を行う。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) ウガンダにおける交通管理に係る上位計画の有無とその内容、実施状況を確認し、本事業の位置づけ及び意義を確認する。
- 2) カンパラ市における交通状況、既存の信号機の設置状況・メーカー・機能・運営維持管理体制の現状と課題を確認し、本事業の重要性・必要性を確認する。
- 3) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 4) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容・教訓を確認する。

(4) 事業の実施体制の確認

- 1) 整備機材の所有・管理者、使用者および運営・維持管理方法等についてウガンダ側の体制、責任主体を確認する。
- 2) 事業実施機関である KCCA、交通管制の実施主体であるカンパラ市警察の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認し、設計に反映する。

(5) サイト状況調査

- 1) KCCA によるカンパラ市内の道路整備状況（年間整備延長、整備区間、事業費等）、信号機を含む機材の稼働状況（インベントリー）、機材整備計画、機材・スペアパーツ購入状況等を確認する。JICA 及び他ドナーによる既往情報・データ等を活用すること。
- 2) 先方政府から提示されている 7 交差点を含む優先度の高い約 20 交差点の現状（形状、交通状況、位置、配線、道路標示、交通標識、駐車状況等）及び周辺状況（周辺地域の土地利用、周辺住民の居住状況、用地確保の有無、感知器等の添架可能性、移転施設等）を確認する。
- 3) 対象交差点の既存ユーティリティ（水道管、電力線、電話線、通信回線等）の状況を確認し、必要な移設・撤去について実施機関、コントラクターがそれぞれに行うべきことを整理する。なお、現状では試掘調査の実施は想定していないが、現地での状況確認後、試掘調査の必要が発生した際には、必要と判断した理由を明確にしたうえで、契約変更にて対応することとする。
- 4) 交差点形状の変更の必要性、変更方式について検討する。

- 5) 資材ヤード等の用地を確認する。
- 6) 工事中の交通規制・切り回し方法を検討し、施工（据付）計画に反映させる。
- 7) 交通管制センター建設予定の施設の現状（施設の規模、ライフライン整備状況、対象交差点からのアクセス等）について確認し、施設建設の計画を検討する。
- 8) 本業務にて行う設計、施工計画、積算について、必要な精度を確保するため、先方から提示されている7交差点及び交通管制センター建設予定地（350 平方メートル）において、地質、地盤等にかかる基本的情報を収集するとともに、以下に示す自然条件調査を行う。先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。なお、自然条件調査については、現地再委託にて実施することを認める。また、別紙1の項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合には、併せてプロポーザルで提案すること。
 - ア) 地形調査（平面測量、水準測量等）
 - イ) 地盤調査（平板載荷試験、ボーリング調査、土質試験）

（6）通信環境調査

本事業における交差点内及び交差点と管制センター間の最適な通信手段、費用の検討にあたり、当該国の通信環境について以下の項目を調査・確認する。なお、実施中の技術協力「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」にて、部分的に通信環境に関する情報収集を行うことから、その進捗等を踏まえ、効率的な調査を行うこと。

- 1) 本事業に必要な通信能力の確認（通信容量、伝送速度等）
- 2) 他の公的機関等による通信サービスの利用状況にかかる情報収集
- 3) 現地で利用可能な通信手段（直接配線可否の確認を含む）、利用可能なサービス（通信方式・サービスの種類、通信容量、料金設定、Service Level Agreement 提示可否、通信安定性とモニタリング及び管理対応体制、情報セキュリティ対策等）
- 4) 上記3) の利用及び新規に通信ネットワークを敷設する場合に係る規制、許認可、必要な手続き及び
- 5) 活用可能な通信手段の比較表の作成および最適な通信手段の検討

（7）交通量調査

対象交差点の選定、交通管制システムの具体的な計画、および交差点形状改良要否検討等のため、主要ルート、交差点を十箇所程度選定し、交通量調査を実施する。実施中の技術協力「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」及び世銀事業のデータも活用し、効率的且つ効果的な調査とすること。なお、必要に応じて現地再委託も可とするが、別見積にて提案すること。

以下の調査の細目（調査位置、調査項目、調査方法）を想定しているが、計画内容も勘案のうえ、必要な調査の細目を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。なお、必要な交通量調査は本調査の中で行うことを原則とする。またできるだけの精度を確保できるよう、測定位置、測定方法を検討するよう留意すること。

1) 調査位置

カンパラ市内の主要ルート上および調査対象交差点十箇所程度。

2) 調査項目

①方向別・車種別通行車両数(各流入路からの右折・直進・左折別で計 12 方向)

②旅行時間調査

③混雑度

3) 調査方法

各交通量調査対象地点について最低限、平日の 1 日間（24 時間）を想定している。調査に当たっては、歩行者、自転車等の軽車両の通行も観測すること。

（8）調達事情調査

新たに調達する信号システム、交差点改良資機材、交通管制センター設備について、本邦技術を活用しつつ、現地及び第三国調達や現地サブコン活用の可能性も並行して検討するための調査を行う。また、スペアパーツ等の調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）も確認し、現地の状況にあった工法や機材仕様となるよう配慮する。サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

加えて、カンパラ市は内陸にあるため、陸揚港および同港からの輸送ルートについても、確認を行う。

（9）インテリム・レポートの作成・説明

第 1 回現地調査結果及びその後の国内解析を踏まえたインテリム・レポートを作成し、JICA との協議を行った上で、ウガンダ側に説明し、内容につき合意を得る。

（10）事業内容の計画策定

上記調査、JICA との協議及び「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015 年 4 月）（以下「報告書ガイドライン」）を踏まえ、協力対象事業

の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下「設計・積算マニュアル」）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地調達事情、整備後の運営・維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（管制センターの設計、機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、無償資金協力プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

① 機材調達計画

要請された機材の必要性、既存施設における機材活用状況、運営・維持管理の容易さ、本邦技術を活用しつつ現地調達の可能性等を検討し、適切な計画（仕様、個数等）を作成する。

- ・調達方針
- ・調達上の留意事項
- ・調達、据付区分（先方負担との区分）
- ・調達監理計画
- ・品質管理計画
- ・据付計画
- ・実施工程

② 施工計画

- ・施工方針
- ・施工上の留意事項
- ・資機材調達計画
- ・施工区分（先方負担工事との区分）
- ・施工監理計画
- ・品質管理計画
- ・実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。

3) ソフトコンポーネント計画

先方と協議の上、本事業における実施にかかる運営面での支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。

(11) 相手国側負担事項の確認

「5.実施方針及び留意事項「(14) 相手国負担事項の整理」」を踏まえ、同国で実施された過去の無償資金協力案件を参考にしつつ、最新の情報を入手し、本件に係る先方負担事項の情報を取りまとめる。

(12) 事業の運営・維持管理計画の策定

予算、人員、技術力、工程の各側面を念頭に、KCCA が行うことになる交通管制センター及び対象交差点の運営・維持管理について、毎年必要な点検・運営・維持管理業務と数年単位で必要な運営・維持管理業務に分類して整理する。

また、本事業にて調達する機材の運営・維持管理計画を検討する。予算措置の方法・タイミング、組織、人員、技術力、実際の運営・維持管理、運営・維持管理水平確保の仕組み、維持管理業務の契約発注方法等について確認の上、先方が運営・維持管理可能な計画とする。なお、運営・維持管理計画にはスペアパーツ補充計画も含むこと。

これら運営・維持管理計画の策定にあたっては、実施中の技術協力「カンバラ市交通流管理能力向上プロジェクト」及び他ドナー事業等の既往の報告書やデータ等を参考に整理を行う。

(13) 環境社会配慮の検討

1) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月) (以下、JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月)) に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリー B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月) <参考資料> の環境チェックリスト案を作成する。

2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

①ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。

②相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

ア. 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等

イ. JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法

ウ. 関係機関の役割

③スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

- ④影響の予測
- ⑤影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
- ⑥緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑦環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- ⑧予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者4、協議方法・内容等の検討)

(14) 事業の概略事業費

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

コンサルタントは、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材については入札に対応できる精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編・機材編（2016年4月）を参照して積算を行う。

2) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手する。

ア. 実施時期

イ. 事業費（総事業費及び内訳）

ウ. 概略の仕様

エ. 入札方法（P Q基準、国際入札／国内入札等）

オ. 契約条件（総価方式／B Q方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ. 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(15) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。施工計画・積算の必要制度を確保するため、関連機関と十分な協議・調整を行い、施工の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等）を確認する。

(16) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を

整理する。

(17) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するにあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(18) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(19) 事業の評価

事業の評価は、DAC 評価 5 項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性について分類して整理する。有効性については、①定量的效果、②定性的效果に分類して評価し、定量的效果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約 3 年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、①対象交差点における渋滞長、②平均旅行速度、③旅行時間価値、④需要交通量/交通容量の平均値、⑤交通整理を行う警察官の人数等を想定しているが、他に定量的效果について提案があればプロポーザルに記述するとともに、効果測定のためのベースライン調査（現地再委託も含む）が必要な場合は、調査方法、調査対象地、所要概算額も含めて提案する。ただし、その実施は、JICA との協議の上で判断するため、本調査の見積りへの反映や、同調査を想定した要員配置は行わないこと。

(20) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(21) 事業概要の本邦企業への説明

ウガンダ側関係者との説明・協議前に、必要に応じて、本邦企業（OCAJI 等業界団体）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠として工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会での質問やコメントへの対応を JICA と協議し、調査結果に反映させる。

(22) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をウガンダ側関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、事業実施における運営・維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(23) 準備調査報告書等の作成

ウガンダ側関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 機材仕様書
- 3) 概要資料
- 4) 準備調査報告書
- 5) デジタル画像集（3分程度の動画を含む）
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
- 7) 免税情報シート

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(8)から(14)を本契約の成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 8 部
: 英文 10 部 |
| (3) 第 1 次現地調査結果概要 | : 和文 8 部 |
| (4) インテリム・レポート | : 和文 8 部
: 英文 10 部 |
| (5) 第 2 次現地調査結果概要 | : 和文 8 部 |
| (6) 準備調査報告書（案） | : 和文 8 部
: 英文 10 部 |
| (7) 機材仕様書（案） | : 和文 1 部
: 英文 1 部 |
| (8) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| (9) 概要資料（付属資料） | : 和文 1 部 |

(※完成予想図、進捗報告書初版及び免税シートを含む。)

- (10) 準備調査報告書 : 和文(製本版)9部 及びCD-R2枚
(※完成予想図を含む。) : 英文(製本版)18部及びCD-R3枚
: 和文(先行公開版)3部及びCD-R1枚
- (11) 機材仕様書 : 和文1部
: 英文1部
- (12) デジタル画像集 : CD-R3枚(デジタル画像40枚程度)
- (13) 動画(広報用) : DVD-R2枚(3分程度)
- (14) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版:英文3部
- (15) 免税情報シート

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (8) については設計・積算マニュアルの補完編・機材編を、その他については無償報告書ガイドラインを参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文: 製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文: 先行公開版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2010年3月)を参考する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2017年6月上旬より第1次現地調査を行う。帰国後に国内解析①を実施し、同8月中旬から第2次現地調査、同9月下旬より国内解析②を実施し、2018年1月下旬までに概略事業費積算（積算審査に要する期間を含む）を行い、2018年2月中旬より第3次現地調査（概略設計概要（案）説明）を実施、2018年5月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）調査人月：約30.37M/M

（2）業務従事者の構成（案）

- 1) 総括/交通計画（2号）
- 2) 交通管制システム計画/運営・維持管理計画（3号）
- 3) 建築設計
- 4) 路側システム設計
- 5) 交差点形状改良計画
- 6) 調達計画／積算
- 7) 施工計画／積算
- 8) 環境社会配慮
- 9) 自然条件調査
- 10) 通信環境計画

なお、業務量の目途と業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な提案がある場合、プロポーザルにて理由とともに提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 参考資料等

（1）参考資料

ウガンダ共和国大カンパラ都市圏道路網および交通改善計画調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254900.html>)

（2）配布資料

- ・技術協力「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
- ・技術協力「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」モニタリングシート（Ver.5）

(3) 閲覧資料
特になし

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程

(1) 第1次現地調査

- 1) 団員構成：総括
計画管理
- 2) 調査行程：約10日間
- 3) 目的：
相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、協力対象路線の選定にかかる基本的な考え方、相手国の実施体制等を確認し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第3次現地調査（報告書案説明）

- 1) 団員構成：総括
計画管理
- 2) 調査行程：約7日間
- 3) 目的：
準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。なお、これら調査については別見積りとする。

- (1) 交通量調査
- (2) 地形調査
- (3) 地質調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国一般事業無償として実施される場合、JICAは本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントと

して、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2013年11月）の様式－2および様式－3を準用した表を添付する。

（2）業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

（3）複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（4）調査用機材の調達

コンサルタントは、通常業務で使用するパソコンや複合機など以外で業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。

本邦から携行するコンサルタント所有の機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

（5）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAウガンダ事務所を通じて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。また、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

（6）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

ウガンダ共和国「カンパラ市交通管制センター整備計画」に係る
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な設計・積算精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然状況を的確に把握するもので、これにより対象施設・整備の適切な構造及び規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資するとともに、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えない。その場合は、プロポーザルにてその旨を記載すること。

また、調査計画の策定にあたっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインを参照すること。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的：管制センター（先方提案では約 350 平方メートルの用地）及び交差点改良の対象となる 7 交差点の平面計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：平板測量、路線測量（中心線測量、道路縦断/横断測量等）等

成果品：地形平面図等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）

(2) 地質調査

調査目的：管制センターの位置決定、基礎形式の検討に必要な情報を把握する。

調査内容：平板載荷試験、ボーリング調査等

成果品：試験結果、調査結果等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）